

“ただゴミを捨てただけ” ……？

いいえ、不法投棄は立派な犯罪です

—屋島クリーン作戦に参加しました！—

3月3日（日）、第18回 屋島クリーン作戦が行われました。
このクリーン作戦は、瀬戸内海国立公園内に位置し 美しさの象徴である『史跡天然記念物 屋島』を不法投棄のない清潔で美しい町にするために毎年3月の第1日曜日に行われています。
当社からは社員4名とそのご家族3名の総勢7名が参加しました。



雨の予報でしたが、クリーン作戦が終わるまで何とか天気もってくれました。



会社の清掃担当場所の『長崎の鼻』までの市道沿線では、道路脇の茂みに生活ゴミやプランター、炊飯器などが無造作に捨てられていました。
不法投棄ゼロまでの道のりは、まだ遠いようです。

“ただゴミを捨てただけ”と思うかもしれませんが、不法投棄は廃棄物処理法という法律によって重い罰則が課されています。

個人の場合、5年以下の懲役もしくは1000万円の罰金またはこの併科が課されます。
未遂であっても処罰されるおそれがあり、何気ない行為が大きな問題に発展することを忘れてはなりません。

これからの行楽シーズン、外出先でゴミが出ることも多いと思います。
ゴミ箱が設置されている場合は、そこの分別ルールに従い、きちんと分けた上で捨てましょう。
設置されていない場合は自宅に持ち帰り、分別した後に決められた収集日に出してください。

一人ひとりの心掛けが、
ゴミひとつ落ちていない美しい町をつくれます。

